

相・続・通・信 第48号



相続手続支援センター®

令和3年春号

HP も是非ご覧ください！

相続 長野

検索

↑「相続」「長野」で検索！



◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:0262-23-1322

◆松本駅前店

〒390-0816

長野県松本市中条 1-14

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

【4月】生前対策 無料相談月間のお知らせ

春の気配がようやく整い、過ごしやすい季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。
現在 相続手続支援センターでは、お客様からのご要望にお応えし、**生前対策**のご提案を実施しております。提携地元金融機関のご紹介や、過去に相続税申告を行って頂いたお客様を中心に、**相続税**の試算や納税への備え、**認知症対策**、相続手続きについての具体的な対策をご提案し、ご好評を頂いております。それに伴い、過去にセンターでお手続きいただいたお客様へ、生前対策の無料相談月間のご案内をさせて頂きます。初回相談は**無料**で、**事前予約制**となっております。一つでも気になることがありましたら、お気軽に各店舗へご相談ください。

【生前対策ってなにをするの？ そんな疑問にお答えします。】

『生前対策』と耳にしても、何をしたら良いのか具体的にピンとくる方はあまりいないのではないのでしょうか。今回は、センターが日ごろ行っている生前対策を一部抜粋してご紹介いたします！

成迫会計事務所と連携しながら、下記のような対策をご提案・実施しております。



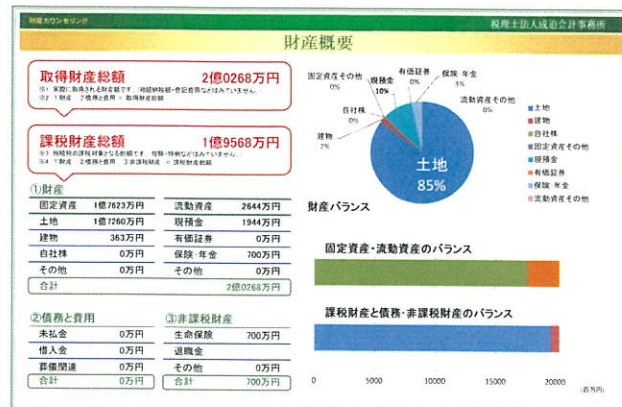
① 相続人の確認、相続に関する法律の確認

相続にまつわる民法や相続税の基本をお伝えします。ご自身の相続人は誰なのか、相続税はかかりそうなのか、ご自身の財産を誰に渡すか考える時に気を付けるべき点はどのようなところか…法律に沿いながら、相続に関する基礎的な知識をお伝えします。

② 財産調査・評価

ご自身にどのような財産があるのか確認します。ご自身の財産を漏れなく把握されている方は、思いの外少ないように感じます。財産資料に基づき、お持ちの不動産の場所や用途を確認し、評価額を算出します。ご契約中の金融機関はどこでいくらあるのか。保有されている有価証券、出資金持分、保険の契約は時価いくらでどのような内容なのか…？分かりやすい資料にしてお渡しします。

◆ご自身の財産を把握することが、生前対策の第一歩と言えます。◆



③ ライフプランシミュレーション(現状把握)

ご自身の収入や支出を確認し、年間のお金の流れを把握します。負債があれば返済額や完済時期を確認します。客観的に現状を確認し、将来のお金の動きをシミュレーションします。介護やご自宅の修繕など、突発的な支出にも耐えられるのか、ご夫妻のどちらかが残された場合でも安定した生活が送れるのか、長生きした場合の資金の余力など…一覧にして分かりやすくご提示します。



紙の資料、
数字で見ると
分かりやすい！



ライフシミュレーションの例：保険金収入が多額のケース

単位：千円		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
		A子様	令和2年 2020年 82歳	令和3年 2021年 83歳	令和4年 2022年 84歳	令和5年 2023年 85歳	令和6年 2024年 86歳	令和7年 2025年 87歳	令和8年 2026年 88歳	令和9年 2027年 89歳	令和10年 2028年 90歳
収入	年金収入	遺族年金	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759	2,759
	個人年金	△▽生命	900	900	900	900	900	900	900	900	900
		〇〇生命満期金									11,000
	計		3,659	3,659	3,659	3,659	3,659	3,659	3,659	3,659	14,659
支出	所得税・住民税		143	143	143	143	143	143	143	143	143
	社会保険料	後期高齢者医療保険	161	161	161	161	161	161	161	161	161
		介護保険	88	88	88	88	88	88	88	88	88
	固定資産税	ご自宅	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		〇〇市の土地									
	生命保険料	火災保険	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		〇〇生命	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	一時的な費用							1,800	3,000	2,000	
	医療費		100	100	100	100	100	100	100	100	100
	介護施設	一時金				4,000					
生活費(15万円/月→5万円/月)			1,800	1,800	1,800	1,800	600	600	600	600	600
計			2,420	2,420	2,420	2,420	7,620	3,620	5,420	6,620	5,620
収入－支出			1,239	1,239	1,239	1,239	7,039	39	1,761	2,961	39
収入－支出の累計			1,239	2,478	3,717	4,956	11,995	12,034	10,273	7,312	16,290
現預金	A子様の現預金		28,730	28,730	28,730	28,730	28,730	28,730	28,730	28,730	28,730
	増減		1,239	2,478	3,717	4,956	11,995	12,034	10,273	7,312	16,290
	計		29,969	31,208	32,447	33,686	40,725	40,764	39,003	36,042	45,120

④ 相続税のシミュレーション(試算)

財産調査・評価に基づき、相続税のシミュレーションを行います。ご夫婦の場合、二次相続に対するシミュレーションも行います。相続税をあらかじめ試算しておくことで、納税資金の確保や、財産をどのように分けるのかを判断する、一つの目安にもなります。

⑤ 認知症対策

認知症の患者数は年々増加傾向にあり、2025年には700万人に達するとも言われています。認知症になってしまうと、預貯金が凍結されたり、契約行為ができなくなる可能性があります。ご家族関係や財産内容に応じた事前の対策をしていきましょう。→財産管理委任契約・任意後見契約・家族信託契約の締結など

⑥ 遺言書の作成

①～⑤を行うことで、ご自身の今後の生活や、誰にどんな財産を残すのか、具体的にイメージができてきます。誰に何を残すのか決めたところで、法的に有効な公正証書遺言を作成し、将来に備えましょう。

相続登記が 義務化 されます

法制審議会は、令和3年2月10日、相続や住所、氏名を変更した時に、土地の登記を義務付ける法改正案を答申しました。その理由、内容、今後についてお知らせをします。

1 「登記の義務付け」その背景は？

所有者不明土地が増加しています。法務省によると、所有者に連絡がつかない所有者不明土地は、2016年時点で全体の2割程度に達しているそうです。その面積は、九州を上回る約410万ヘクタールとされています。所有者不明の土地建物が増えることにより、空き家問題、荒れ地問題、固定資産税未納問題が増えます。他には、公共事業や民間の都市開発が、所有者不明土地が存在することにより進まないといった問題もあります。更には、周辺地の地価が下がることや、所有者不明土地による景観の悪化なども考えられます。これらの問題を解決するために今回の改正案が答申されました。

2 なぜ、所有者不明の土地が増えたの？

法務省によると所有者不明土地が発生する理由の66%は相続登記がないことで、34%が住所変更の不備だそうです。特に相続においては、相続登記費用負担や、相続争い、相続する人がない、などの理由により、登記がされないままである不動産が多くあるようです。現法では、相続が発生しても登記は義務ではないため、罰則もありません。このようなことから、相続が発生してもそのままにしておく人が増加し、その結果、所有者不明の土地が増えたとのことです。

3 どのように変わるの？

【相続登記・住所変更登記の義務化】

- 取得を知ってから3年以内に登記を申請しなければ10万円以下の過料。
- 住所変更や結婚などで氏名が変わった場合も、2年以内に申請しなければ5万円以下の過料。

【行政側で強制的な対応を可能に】

- 行政が住民基本台帳ネットワークで死亡者を把握し、登記簿に反映させる。
- 死亡者が名義人だった不動産の一覧情報を発行して親族が簡単に把握できるようにする。
- 相続発生後、10年間登記がなければ行政が法律で定める割合で遺産を配分する「法定相続」にする。

【土地の所有権を放棄しやすく】

- 建物や土壌汚染、担保設定が無い土地については、法務局が認めれば、10年分の土地管理費に相当する金額を納付し所有権を放棄(国庫に返納)できる。

【所有者不明不動産の活用】

- 裁判所の確認・公告を経れば他の共有者が改修や用途変更等ができる。
- 短期間の賃貸借は共有者の過半数で決められる。
- 裁判所が選任する管理人により、不明の所有者に代わって土地や建物の売却ができる。

4 いつから変わるの？

政府は、今年の3月に改正案を閣議決定し、今国会で成立させ、2023年度中にも施行を目指したい考えです。一連の罰則は、法施行後に新たに相続する人が対象となります。(施行前の相続に伴う問題は一定の猶予期間を定めて適用予定とのこと。)

これを機にご家族の不動産を見直し、相続登記がされていない場合はご検討されてはいかがでしょうか。時の経過による手続きの難化、煩雑化を招く前に、ご対応をされることをお勧めいたします。

認知症への備え～家族信託と成年後見人

『家族信託』が一般に知られるようになりました。昨年、長野県内の銀行においても信託専用口座の取り扱いが開始し、今後はより身近な存在になることと思います。家族信託は、認知症への備えとして注目を集めていますが、認知症への備えとしては成年後見制度もあります。家族信託は成年後見制度に代わる新たな備えになるのでしょうか。「親」と「子」を例にあげ、比較をしてみます。

1 家族信託とは

資産を持つ方（親）が、自身の財産を信頼できる家族（子）に託す契約をし、子は親から託された財産をその契約に従い管理・処分をする仕組みを「家族信託」といいます。例えば、親が1,000万円を自身の生活費及び医療費、自宅の修繕費用に充てる目的で子に託します。子は、託された金銭を契約目的に従い金銭管理を行うことができますようになります。その任務は親の判断能力低下後も継続します。親から託された金銭（この例では1,000万円）の預け先として、前述の信託専用口座を利用します。

2 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方（親）について、親の権利を守る援助者（成年後見人など）が、親を法的に支援する制度です。この援助者が子が担う場合には、子が親に代わり親の財産を管理したり、必要な契約を結んだりして親を保護、支援します。

3 家族信託と成年後見制度の違い

①開始時期

家族信託は、スタート時期を契約で決めることができます。親に「もう金融機関に行くのが大変だから子に任せてしまいたい」などの希望があれば、契約と同時にその財産を子に任せることが可能です。成年後見制度は、判断する能力が十分でない方をサポートするためにありますので、親の判断能力が十分でない状況にならないとスタートできません。

②範囲

家族信託は、信頼できる家族に自身の財産を託す契約です。託された財産以外の財産については、関与できません。例えば、親の自宅を売却して親の生活費に充てたい状況が生じても、親が子に対し自宅を託す契約がされていないと、子は親に代わって処分できません。成年後見制度においては、成年後見人は親の代理人としての役割を果たしますので、親の保護、支援に必要な状況であれば、子は家庭裁判所の許可を得て自宅を処分し、親の今後の生活費に充てることが可能です。家族信託は、「親が託した財産」のみが対象となりますが、成年後見制度では「親自身の保護・支援」のために必要な行為を行います。

③監督

家族信託では、子の行為を監督する者（信託監督人）を設置することはできますが、義務ではありません。成年後見制度においては、子は、家庭裁判所に成年後見人として行った仕事の報告をし、必要な指示を受けなければなりません。家庭裁判所は「親の財産を親のために維持管理する目的」に沿った仕事をしたかどうかを監督します。



家族信託と成年後見制度の概要、その違いについて簡単にご紹介しましたが、実際にはもっと複雑で、上記以外の違いも沢山あります。それぞれの特徴、長所短所を十分に理解し、どちらを利用することが適切なのか、または併用が良いのか、当検討をする必要があります。お気軽にお問い合わせ下さい。

記事作成：松本駅前店 清水あゆ子